

**自立支援教育訓練給付金事業**  
～令和6年8月29日までに講座の指定を受けた方の場合～

**<対象>**

陸前高田市内に住所を有する人で、下記の全てに該当する場合に支給の対象となります。

- ・ 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の母又は父
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている方か、同様の所得水準の方
- ・ 教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められる方
- ・ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給したことのない方

**<対象講座> ※ 雇用保険制度の教育訓練指定講座**

- ・ 一般教育訓練給付金の指定講座
- ・ 特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ・ 専門実践教育訓練給付金の指定講座

**<支給内容>**

指定講座を受講し、修了した場合に入学金及び受講料等を下記のとおり支給します。なお、給付金として算定された額が1万2千円を超えない時は支給の対象になりません。

- ・ 一般教育訓練給付金の指定講座・特定一般教育訓練給付金の指定講座…対象経費の60%相当額  
(上限：20万円)
- ・ 「専門実践教育訓練給付金の指定講座…対象経費の60%相当額  
(上限：修学年数×40万円。最大160万円)

**<事前相談と講座の指定>**

講座受講前に必ず事前相談を行い、次の書類を提出してください。受講開始後は申請できません。

- 【必要書類】
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号）
  - ・ 戸籍謄本（母又は父と児童が記載されているもの）及び世帯全員の住民票の写し
  - ・ 課税非課税証明書
  - ・ 受講したい講座の資料（講座名、講座の内容、受講開始・受講終了予定年月日、受講費用が確認できるもの）

※16歳から19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合は申立書（様式第2号）の提出が必要です。

※寡婦（夫）控除のみなし適用の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用申請書（様式第3号）と申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得証明書の提出が必要です。

**<支給申請>**

講座修了の日から起算して30日以内に、次の書類を提出してください。

- 【必要書類】
- ・ 自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第5号）
  - ・ 受講対象講座指定通知書（市から通知された様式第4号）
  - ・ 指定講座の修了証明書
  - ・ 振込希望の金融機関の情報がわかるもの
  - ・ 教育訓練機関の長が発行した教育訓練経費の領収書